

公益財団法人やまがた農業支援センター
山形県版GAP認証業務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山形県版GAP第三者認証業務実施要領（平成30年3月23日付農技第836号、以下「県要領」という。）第18条に基づき、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という。）が受託した認証業務（以下「認証業務」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 山形県版GAP

農業生産工程管理の共通基盤に関するガイドライン（農林水産省生産局、最終改訂平成22年4月）に基づいて制定した県要領で規定する認証基準に則して農業生産を实践する取組をいう。

(2) 農場

ほ場、生産装備・施設等を所有もしくは利用し、一体的な管理体制の下で農業生産を行う経営体をいう。

(3) 団体

複数の農場で構成し、代表者及び事務局を有する生産出荷組織をいう。

(4) 認証

認証申請者が認証に関する基準（以下、「認証基準」という。）に適合した農業生産の取組を实践していることを審査・認証機関（以下、「認証機関」という。）が点検評価し、対外的に実証したことを伝えるための第三者証明を行うことをいう。

(5) 認証団体

認証を取得した団体（以下、「認証団体」という。）をいう。

(6) 認証農場

認証団体に所属し、認証の対象となった品目（農産物）の生産・出荷に当たって認証基準に適合する取組を实践する農場をいう。

(7) 認証農産物

認証団体を構成する農場が生産及び出荷・販売する品目であって、山形県版GAP認証書に記載のある品目をいう。

(認証の対象者)

第3条 認証を申請することができる者は、原則、山形県内を所在地とする農場で構成するとともに、統一的な生産出荷基準を共有し、この要領で定める認証基準の遵守を管理する事務局を有する団体とする。

2 農業法人は、団体とみなすものとする。

(認証の対象とする作物区分)

第4条 認証の対象とする作物区分(以下「認証区分」という。)は、原則、県内で生産し、出荷・販売する青果物(果樹、野菜等)及び米とする。

(認証基準)

第5条 公益財団法人やまがた農業支援センター理事長(以下「理事長」という。)は、県要領第5条に規定する認証基準(以下「県認証基準」という。)に則して認証審査を行うものとし、審査用チェックシートを別に定める。

(認証申請)

第6条 認証を受けようとする団体は、申請書(様式第1号)により理事長に申請するものとする。

2 前項の申請書には、以下の書類を添付するものとする。

(1) 団体を構成する農場の名簿(氏名、住所、品目を記載:様式は任意)

(2) 自己点検(内部監査)シート(標準様式第1号)

認証申請に先立って実施する事前の内部監査は、自己点検(内部監査)シートに基づいて実施するとともに、申請書にこの写しを添付するものとする。

なお、一農業法人一農場の場合は、自己点検を内部監査と読み替えるものとする。

(3) 誓約書(標準様式第2号)

申請書には誓約書を作成し、添付する。

3 理事長は、審査判定委員会の開催時期に合わせて申請書受付期間を、随時、設定して公表する。

(審査の方法)

第7条 理事長は、以下の事項を基本に審査及びの認証の可否判定を行う具体的な方法を別に定める。

(1) センターは、申請書が前条の規定に則して整備されているかを事前に点検したうえで、これを受理する。この場合、県要領に基づく山形県版GAPの取組を申請前3か月以上の期間実践し、その結果を事前に内部監査していること、なおかつ、必要に応じて改善措置が講じられていることを含めて点検評価を行う。

(2) 申請書を受理した場合は、申請書の受理と審査の開始を申請者に通知する。

(3) 実地審査を担当する審査員は、JGAP指導員の資格又は同等以上の知識を有し、的確に審査することができると理事長が認める者を委嘱または任命するものとする。

(4) 実地審査は、申請があった団体の事務局及び構成農場数の平方根以上(小数点切り上げ)の数の農場を任意に抽出し、これを審査する。なお、団体内の統治に問題がある場合等においては、必要に応じて審査対象農場を追加して審査することができるものとする。

(5) センターは、申請案件の審査計画を作成するとともに、その実地審査を審査員に依頼する。

(6) 実地審査の結果、認証基準への不適合事項が指摘された場合、センターは是正措置

要求を行う。また、申請者はセンターの指定する期日までに改善結果を報告しなければならない。

- (7) センターは、是正措置要求に対する改善報告を受け、審査員にその審査を依頼する。
この場合、必要に応じて現地での再実地審査を実施することができる。

(審査判定委員会の設置と運営)

第8条 理事長は、申請案件の審査及び認証の可否判定を行うため、有識者等で構成する審査判定委員会を設置する。ただし、第7条(3)に基づき委嘱する審査員と同一の者を構成員とすることはできない。

- 2 審査判定委員会は、9月と3月に年2回開催することを原則とするが、理事長が必要と認めた場合は、随時、審査判定委員会を開催することができるものとする。
- 3 審査判定委員会は、第7条に基づく実地審査の結果を点検評価するとともに、認証の可否判定を行い、その結果を理事長に具申するものとする。
- 4 審査判定委員会の設置及び運営に必要な具体的事項は、理事長がこれを別に定める。

(認証及び登録)

第9条 理事長は、前条第3項の具申に基づき、申請者の取組が認証基準に適合していると認めるときは、認証登録台帳(様式第2号)に認証に係る具体的事項を記載して認証登録を行うとともに、山形県版GAP認証通知書(様式第3号)により認証登録証(様式第4号)を交付する。

- 2 理事長は、認証団体の認証番号、認証区分、認証登録期日、申請者(団体)名、市町村名、品目名をホームページ等で公表するものとする。
- 3 理事長は、前条第3項の具申に基づき、申請者の取組が認証基準に適合していないと認めるときは、申請者にその理由を付して通知(様式第5号)する。

(認証登録内容の変更)

第10条 認証団体は、認証登録内容について変更が生じた場合は、軽微な変更(住所、団体名、代表者名、連絡先等の変更)を含めて遅滞なく変更届(様式第6号)を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、受理した変更届の内容が認証基準に適合するかを審査して承認通知(様式第7号)を行うが、必要に応じて審査員による実地審査を実施することができるものとする。

(認証後の取組と認証の維持審査)

第11条 認証団体は、山形県版GAPの取組を発展させるためにPDCAサイクルによる取組の点検・評価と改善活動を展開するものとする。

- 2 認証団体は、認証後、自己点検(内部監査)シート(標準様式第1号)に基づき、1年間に1回以上の内部監査を実施するものとする。
- 3 認証団体は、認証後において年1回以上、認証を継続するための維持審査(以下「維

持審査」という。)を受けなければならない。維持審査においては、前項の規定により実施する内部監査の結果を審査対象に含めるものとする。

- 4 維持審査の結果は、審査判定委員会の審査結果レビュー及び判定の審議に付すとともに、審査判定委員会の具申を踏まえて当該認証の維持に関する可否を通知(様式第8号)する。
- 5 前条第2項に規定する変更届に対する実地審査が必要な場合において、センターの判断により維持審査と併せてこれを実施することができる。
- 6 維持審査に必要な事項は理事長がこれを別に定める。

(臨時調査)

- 第12条 理事長は、認証団体の取組が認証基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、臨時調査を実施することができる。
- 2 臨時調査の実施方法は、理事長がその都度、これを定める。
 - 3 センターは、臨時調査の結果、第13条に規定する認証取り消し要件に該当すると判断した場合は、事前に審査判定委員会に対して意見を求めるものとする。

(認証登録の取り消し)

- 第13条 理事長は、次の場合に、審査判定委員会の意見を踏まえて認証登録を取り消すことができるものとする(様式第9号)。
- (1) 認証団体の取組が認証基準に適合しないなどの不適切な事実が確認され、なおかつ理事長の是正措置要求に従わない場合。
 - (2) 認証団体の取組内容に虚偽が判明した場合。
 - (3) 認証団体が表示規格に適合しない不正な表示をした場合。
 - (4) その他認証団体が信頼性を著しく損なう行為をした場合。
- 2 理事長は、認証団体から認証登録取り下げの申請(様式第10号)があった場合は、認証登録を速やかに取り消し、認証台帳からの削除、認証団体の公表内容の変更手続きを行うものとする。

(表示)

- 第14条 第9条の規定により認証登録を受けた団体は、山形県 GAP 第三者認証表示規格の定めるところにより、当該認証の対象となっている農産物について、認証登録した農場で生産された旨を表示することができる。

(記録及び根拠書類の保管)

- 第15条 認証団体は、認証を受けた取組に関する記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類、帳票等を、認証を受けた期日から3年間保管しなければならない。また、理事長からの求めに応じてこれを開示しなければならない。

(事故等の対応)

- 第16条 認証農場で生産された農産物について、品質等に関する事故等(以下、「事故等」

という。)が発生した場合は、認証団体がその責任を負うものとし、その原因究明を行うとともに、誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

2 理事長は、前項の事故等の発生を踏まえ、必要に応じて認証団体に対し適切な指導を行うことができるものとする。

(認証費用)

第17条 認証費用は、これを無料とする。

(業務委託契約)

第18条 理事長は、県要綱第18条に規定する業務を受託する場合は、委託者である山形県知事と当該業務の実施に係る委託契約を締結するものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、認証業務の実施に必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この要領は平成30年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成30年10月12日から施行する。